

○那珂川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成 16 年 10 月 1 日議会規則第 1 号)

改正 平成 25 年 2 月 28 日議会規則第 2 号 平成 30 年 6 月 27 日議会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那珂川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 16 年条例第 38 号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める様式は、様式第 1 号によるものとする。

(交付決定)

第 3 条 条例第 5 条に定める様式は、様式第 2 号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に定める様式は、様式第 3 号によるものとする。

(政務活動費に充てることができない経費)

第 5 条 政務活動費は、次の各号に掲げる用途に充てることができない。

- (1) 慶弔費等の交際費的経費
- (2) 個人的な用途に充てる経費
- (3) 政党費、その他政党活動（研究会、研修会及び機関紙発行・購入等）に要する経費
- (4) 後援会活動に要する経費
- (5) その他政務活動費の趣旨に沿わない経費

(報告書の提出)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項に定める様式は、様式第 4 号によるものとする。

2 条例第 8 条第 3 項に定める様式は、様式第 5 号によるものとする。

(先進地視察又は現地調査の届け出・報告)

第 7 条 議員が宿泊を伴う先進地視察又は現地調査を行うときは、政務活動費先進地視察・現地調査届（様式第 6 号）及び政務活動費先進地視察・現地調査報告書（様式第 7 号）を議長に提出しなければならない。

(証拠書類等の整理保管)

第 8 条 議員は、政務活動費の支出（条例第 7 条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。）について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第9条 条例第11条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5日を経過した日の翌日から行うことができる。

2 前項の収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で行う。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日議会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の那珂川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、改正後の那珂川町議会政務活動費の交付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、改正後の条例の施行の日前に改正前の那珂川町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成30年6月27日議会規則第1号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

政務活動費先進地視察・現地調査届

[別紙参照]

様式第 7 号(第 7 条関係)

政務活動費先進地視察・現地調査報告書

[別紙参照]